

## 令和4年第1回定例会4月議会 発言通告一覧表

市議会の本会議は、どなたでも自由に傍聴できます。本会議は午前10時から開会します。傍聴される方は議会棟3階傍聴者ロビーへ直接お越しください。発言内容の詳細については、次ページ以降をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、会議については、原則マスクを着用し、換気等の措置を実施の上行いますので、ご理解とご協力をお願いします。  
風邪症状（熱、咳、くしゃみ、鼻水等）のある方は、傍聴をご遠慮願います。

### 発 言 順 位

4月6日（水）

(1) 辻 本 達 也 議員（日本共産党）…………… P2

4月7日（木）

(1) 辻 本 達 也 議員（日本共産党）…………… P3

令和4年第1回定例会4月議会（4月6日）発言通告一覧表

発言順位	1	議員名	辻本達也（日本共産党）
発言事項	<p><b>1 議員提出議案第5号 弁明書提出のことについて</b></p>		
	<p>(1) 「審査申立の理由書についての認否（1）」について                      (要旨) 「『適切かつ十分な審議をすることなく、』の部分については、否認ないし争う。」とあるが、再議の理由として示された事項について十分な審査が行われたと考えているか。</p>		
	<p>(2) 「審査申立の理由書についての認否（2）」について                      (要旨) 個々の議員が本件について住民意見の把握に努めたという事実はあるか。また、議会としてはどうか。市民参画の必要性について認識を問う。</p>		
	<p>(3) 「審査申立の理由書についての認否（3）」について                      (要旨) 「合理的理由が見当たらないにもかかわらず」という指摘に対する弁明が極めて薄弱であり事実を見ないものとなっている。認識を問う。</p>		
	<p>(4) 「審査申立の理由書についての認否（5）」について                      (要旨) 「明石市工場緑地のあり方検討会」を完全に無視した弁明となっている。また、コロナ禍という特別の事情をまったく考慮していない。認識を問う。</p>		
	<p>(5) 「審査申立の理由書についての認否（6）」について                      (要旨) 「SDGsは目標であって法規範性はなく、法的拘束力がない。」とあるが、法的拘束力がなければ市がまちづくりの基本指針として掲げた目標は無視してよいと考えているのか。</p>		
	<p>(6) 「明石市議会の主張（1）」について                      (要旨) 「条例の制定は、議会の権限」とあるが、議会としての義務は果たしているか。</p>		
	<p>(7) 「明石市議会の主張（3）」について                      (要旨) 「今回の議員提出議案は、請願を踏まえて時間をかけて議論し、検討して提出されたものであり、違法性は一切ない。」とあるが、いつ、どこで議論・検討されたのか。</p> <p>(8) 「明石市議会の主張（5）」について                      (要旨) 「議会は、市長が申し立てた再議について審議を行った際には、明石市工場緑地のあり方検討会の答申を踏まえた条例案についても考慮したうえ、議決を行っている。」とあるが、何をどのように考慮したと考えているか。</p>		

令和4年第1回定例会4月議会（4月7日）発言通告一覧表

発言順位	1	議員名	辻本達也（日本共産党）
発言事項	<p>1 議員提出議案第6号 地方税法上の守秘義務の調査に関する決議のことについて</p> <p>(1) 調査の必要性について            (要旨) 調査事項を「泉市長が行った市税情報のツイッターへの開示に関する事項」としているが、本件についてはすでに本人も認めており、争いのない事実となっている。これ以上、何を調査しようとするのか。</p> <p>(2) 調査対象について            (要旨) 調査事項を「市税情報の不適正な取扱い及び管理に関する事項」としているが、調査対象についてはどのように考えているか。</p> <p>(3) 100条調査権の行使に係る妥当性について            (要旨) 必要と認められる範囲内において限定的に認められた権限であると解するところ、本件議決は妥当性があるか。</p>		